

輸送機器メーカーとして『今、できること』



2024年問題 解決へのご提案



TREX 日本トレクス株式会社

Japan Trucking Association since 1953



広報 とらつく

毎月1日・15日発行

9月30日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会会館
☎(03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp
※掲載に関するお問い合わせは広報まで
(定例・朝6:30受付/休日の掲載は要相談)

全国のトラック協会長が一堂に会して心ひとつに!!



全国トラック協会長会議を開催(9月18日、明治記念館)

開会に先立ち、7月6日に逝去した野野良三全ト協名誉会長を悼み、出席者全員で黙祷を捧げた。

会議冒頭 坂本己己会長は、「本日は久しぶりの協会長会議である。多事多難の折、たくさんのご要請・ご要望がある中で、各都道府県トラック協会会長の皆様方におかれましては、大変なご心労・ご苦勞も御ありと思う。本日は、国土交通省から三輪田優子物流・自動車局貨物流通事業課長と、松本健道局高速道路課長にお越しいただいた。この機会に、皆様方のお声やご意見を前向きに頂戴して、我々全ト協と行政が心をひとつにするのが本日の会議の目的である」とあいさつ。引き

続き、両課長による行政訓話が行われた。訓話では「トラックGメンの機能・体制強化や多重申請の機能・体制強化や多重申請の構造の是正、高速道路の更新・進出事業や大口・多頻度割引など、トラック行政をめぐる最近の動向について両課長が報告、それを受け、出席者との活発な意見交換が行われた。

出席者からは「Gメン調査員(2面に詳細)や、トラック運送事業者が利用しやすい道路の表現を求めめる意見等があり、テーマに応じて三輪田課長・松本課長がそれぞれ回答、「物流の2024年問題」解決に向け、全ト協と行政による強力な連携を改めて確認した。



坂本 克己 全ト協会長

全日本トラック協会は9月18日、東京都港区の明治記念館で「全国トラック協会長会議」を開催した。同会議には、全国からトラック協会の会長が一堂に会し、各地域における情報交換を行うとともに、国土交通省と意見交換を行った。

全国道路利用者会議理事会で 坂本会長が決議文を力強く発表!

物流日線での道路整備推進を目指して

山本 巧 国交省道路局長
佐藤 信秋 全道利会長特別補佐
古賀 誠 全道利会長

全国道路利用者会議理事会で 坂本会長が決議文を力強く発表!

物流日線での道路整備推進を目指して

全日本トラック協会の坂本己己会長(全国道路利用者会議「全道利」副会長)は、9月13日に東京都千代田区の新協・瀬尾ホールで開催された「全国道路利用者会議(全道利)理事会」に出席し、トラック運送事業者をはじめとした道路利用者代表として、利用しやすい道路の整備を強く求めた。

同会議は、都道府県トラック協会をはじめとした道路利用者団体や、自治体関係者などが出席して

決議(案)には、「高規格道路のミッシングリンクの解消、重要物流道路の整備推進など、幹線道路ネットワークの強化」や、「高速道路料金について、利用に際した料金制度として、事業者向け割引の継続、利用者目線の渋滞対策の実施(休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備)などが盛り込まれている。

開催されたもので、会議では冒頭、古賀全道利会長が「今年も能登半島地震や台風10号など、我が国は自然災害による被害を大きく受けている。今こそ、国土強靭化に魂を入れていく時である。『国土強靭化実施中期計画』をできるだけ早く策定するとともに、道路整備に関する財源を確保することが重要。道路利用者会議として、今がまさに道路ユーザーにとって利用しやすい道路整備実現に向けた正念場であり、全ト協をはじめとした道路利用者団体の皆様のお力を借りながら、国土交通省道路局と連携し、道路整備の実現に向けて政治力を發揮していきたい」とあいさつした。

続いて、来賓としてあいさつした山本巧国交省道路局長は、「今年度からトラックドライバールールに時間外労働の上限規制が適用されており、トラック運送事業者をはじめとした道路利用者の皆様方に、できるだけ高速道路をご利用いただけるような様々な施策を進めている。利用者目線での道路整備を進めるためには、財源の確保が必要。古賀会長、佐藤会長特別補佐のご指導をいただきつつ、全ト協をはじめとした道路利用者団体の皆様方のご支援もお願いしたい」と述べた。

その後、10月10日に青森県で開催される「全国道路利用者会議第74回全国大会」について審議し、坂本全ト協会長が同大会に上程予定の決議(案)(3面に全文)を提案し、力強く読み上げた。



岸田文雄総理大臣に「物流の2024年問題」への対応に対し謝意を述べた後に、記念撮影。左から、山崎薫専務理事、岸田文雄総理、坂本己己会長、盛山正仁文部科学大臣、松崎宏則専務理事(9月13日、内閣総理大臣官邸)

官邸で岸田総理と面談 「物流の2024年問題」に話題集中

全日本トラック協会の坂本己己会長は9月13日、内閣総理大臣官邸に岸田文雄内閣総理大臣を訪ね、「物流の2024年問題」への政府の迅速で的確な対応は、令和3年12月開催の「パトナーシップによる価値創造のための転換円滑化会議」が全ての原点と述べ、岸田総理を筆頭に関係関係の尽力に感謝の意を伝えた。

坂本会長は、同会議に国土交通省、経済産業省、厚生労働省の各省、公正取引委員会、経済団体などが一堂に会し、岸田総理の呼びかけにより官邸主導による「物流の2024年問題」の対応に係る諸対策がスタートしたことを振り返るとともに、昨年6月には、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、「物流革新に向けた政策パッケージ」など一連の物流政策が講じられたことで、公正取引委員会や中小企業庁による下請代金支払遅延等防止法(下請法)の見直しや、改正物流法の成立・施行に繋がったことを強調し、感謝の意を述べた。

これに対して岸田総理は、坂本会長の業界発展に対する並々ならぬ姿勢を高く評価するとともに、業界団体のトップ自らが感謝の意を伝えるに訪れたことに深く感銘を受けた旨の言葉を返した。

なお、当日は、盛山正仁文部科学大臣、山崎薫専務理事、松崎宏則専務理事も同席した。



その進化は、すべての人のために。

新型 SUPER GREAT Debut!

スーパーグレート イメージ映像はこちら

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

GeoTechnologies

トラック対応カーナビで 配送業務を効率化!

初期費用 0円 月額 600円(税別)~

無料トライアル受付中



大型車両などのトラックに対応したカーナビで最適なルート案内します

集荷配送先の情報をクラウド上のカルテに登録し、管理者やドライバーの間で共有できます

貴社の物流システムとスグロジを連携させることで、更に業務効率化を図ることが可能です

配送会社向けトラック対応カーナビなら スグロジ 検索

https://www.sugurogi.com/

大転換点「ピンチをチャンス」に!!

公明党トラック議員懇話会

関係省庁から「物流の2024年問題」への取組聴取



公明党トラック議員懇話会であいさつする坂本克己全ト協会長(9月11日、衆議院第二議員会館)

トラック運送業界からの最重点要望提出

全日本トラック協会は9月11日、衆議院第二議員会館で開催された「公明党トラック議員懇話会」(北側一雄会長)に出席し、燃料価格高騰への支援、高速道路料金引下げ、物流基盤整備、改正物流法通しなどを聞いた後、出席者が意見交換を行った。



全ト協会長 坂本 克己

事項など、トラック運送業界からの最重点要望事項を提出した。また、「公明党トラック議員懇話会」(北側一雄会長)に出席し、燃料価格高騰への支援、高速道路料金引下げ、物流基盤整備、改正物流法通しなどを聞いた後、出席者が意見交換を行った。

「物流・トラックの再生」は大きな転換点である。非常に難しいではあるが、この機会を逃すことなく、ピンチをチャンスにしていかなければならない。そこで、皆様率直な意見を聞いて、政府の施策に反映していきたい」とあいさつ。

換では、赤羽一嘉公明党幹事長代行(元国土交通大臣)が、「適正運賃受と商習慣の根本的な見直し」「長距離運行における休憩施設不足問題」「営業用車に配慮した高速道路料金割引制度」について意見を述べた。また、全ト協の御手洗安副会長が、「高速道路両通割引問題」「特殊車両道路許可制度問題」「高速道路路上のサービスエリア

関係省庁の説明概要

鶴田 浩久
国土交通省 局長
物流・自動車局



山本 巧
国土交通省 道路局 局長



栗部 恭志
厚生労働省 労働基準局 監督課 主任中央労働基準監察官



平林 孝之
経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 課長 兼 物流企画室 室長



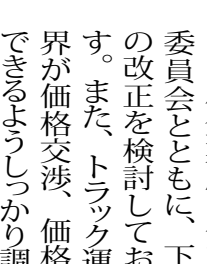
永井 岳彦
経済産業省 資源エネルギー庁 資源部 燃料供給基盤整備課 課長



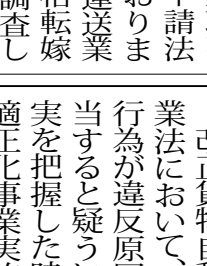
亀井 明紀
公正取引委員会 公正取引部 公正取引課 課長



蔵谷 恵大
農林水産省 大臣官房 品産部 新事業・食品流通課 課長



鮫島 大幸
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課 課長



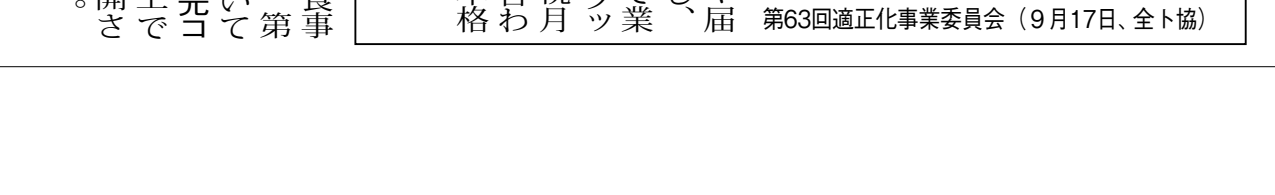
北側会長からお話があつた通り、「物流の2024年問題」は今年で終わりはなく、まさにこれからが始まりです。これからとんとん対策を深めていかねければなりません。改正物流法についても、現在、国交省、経済産業省、農林水産省の3省で合同の審議会を立ち上げ、来年1月の政省令の公布および施行に向けての準備を進めています。また、来年度予算概算要求にも自動運転トラックや、社会資本整備総合交付金なども盛り込んでいます。今後ともトラック運送業界の声をよくお聞きして、省内の関係省庁や関係省庁とも連携し、しっかりと進め、まいりますので、皆様方の

「物流の2024年問題」への対応は極めて重要な事項です。トラックが走り出してから目的地に向けて道路を走っていたら、ドライバーの労働時間、非常にロスが生まれているという現状があり、全国で約4割のロスがあるとされています。このように渋滞対策をしっかりと進めたいことが重要で、また、休憩施設、特に高速道路のサービスエリア、パーキングエリアの駐車場整備がまだ不十分だというお声もいただいております。さらに、高速道路料金引下げ、高速道路利用料金金をできる限り負担がないような形で整

2024年も始まりましたが、幸い今のところ大きな問題が生じたという話は聞いておりません。農産物はどうしても長距離移送が多いため、「届くのが遅くなる」という声もありますが、その場合も「産地でしっかりと冷やしてから運ぶ」、「遅れる分

「GXメン調査員」の業務の進め方等審議
9月17日、第63回「適正化事業委員会」(御手洗安副会長)が開催された。議事では、適正化事業調査業務の進め方等について審議・承認した。

改正物流法において、荷主等の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握した時は、地方自治体等を通じて、地方適正化事業実施機関は、指導員等の業務を担うこととなる。また、適正化事業実施機関は、指導員等の業務を担うこととなる。また、適正化事業実施機関は、指導員等の業務を担うこととなる。



法令クイズ

～視界編～

- 大型車、中型車、準中型車は普通車に比べると、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が狭くなる。(〇×)
- 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走行する。(〇×)
- 夜間は速度感が鈍り、速度超過になりやすい。(〇×)
- 雨の日は視界が悪くなることに加え、窓ガラスが曇ったり、路面が滑りやすくなるなど悪条件が重なると、危険度が高くなる。(〇×)
- 夜間以外の時間でも、一般道路においては視界が80メートル以下、高速自動車国道及び自動車専用道路では視界が200メートル以下の場合は灯火をつけなければならない。(〇×)

(解答は11面)

手洗い洗車からドライバートを解放したい

カムオンカスタム導入で時短を実現、作業環境も改善

いよいよ4月から「働き方改革関連法」の自動車運送業務への適用が始まりました。総労働時間を短縮するには洗車を自動化することも大きな手段の一つ。トラック・バス用の大型洗車機「カムオンカスタム」を導入することで、洗車時間を大幅に短縮できるとともにドライバーの作業環境が改善。人材確保・定着にもつながります。

販売 株式会社ダイフクプラスモア
営業本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 東館3F www.daifuku-carwash.jp

製造 株式会社ダイフク
オートウォッシュ事業部 〒529-1692 滋賀県蒲生郡日野町中在寺1225 www.daifuku.com/jp

全国道路利用者会議「決議案」(1面に関連)

次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること。

- 一、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、物価や人件費の高騰も踏まえ、令和6年度補正予算において、5か年加速化対策の枠にとらわれることなく、必要な予算・財源を確保すること
また、令和6年度能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化の取組を切れ目なく継続していくため、実施中
期計画を速やかに策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること
- 一、我が国の生産性を向上させ、成長力及び国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消、
重要物流道路の整備推進など、幹線道路ネットワークを強化すること
- 一、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、事業者向け割引を継続すること
- 一、経済活動の生産性向上やカーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の
駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備及び交通結節機能の強化を推進すること

これらの項目も踏まえ、賃金水準などの上昇に対応する中でも、山積する道路整備の課題に対応し、計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和7年度道路関係予算は、所要額を満額確保すること。また、国土強靱化のみならず、我が国の生産性を向上させ、成長力及び国際競争力を強化する観点からも、公共事業を含む令和6年度補正予算を速やかに編成すること。

令和6年10月10日
全国道路利用者会議 第74回全国大会

「二ユース・ターミナル」(トラック協会「二ユース」)

第123回「交通対策委員会」 重大事故防止に向けて 小委員会が提言とりまとめ

第123回「交通対策委員会」は、9月6日に、交通対策に向けた取り組み、③委員会の9月6日に、交通事故および飲酒事故防止への対応、④大型トラックの車輪脱落事故防止対策の取り組み、⑤トラック協会副会長を委員長に選任、また、新副委員長に石原修氏(株)の追加申請について、原案通り承認した。



第123回「交通対策委員会」(9月6日、全ト協)

第22回「労働安全・災害防止委員会」 過労死等防止対策・ 健康増進対策を強化・推進

第22回「労働安全・災害防止委員会」(赤上)は、健康増進のための各種対策の推進について、報告事項では、労働安全・災害防止関係助成事業の進捗状況、各種セミナーの開催状況等について、事務局が説明。また、国、池井真守保健部長が「業界団体と連携した加入者の健康づくり推進について」と題して講演を行った。



第22回「労働安全・災害防止委員会」(9月20日、全ト協)

関係機関との意見交換 要請・要望活動など5施策を推進

第48回タンブトラック部会総会
全日本トラック協会は、9月4日、「第48回タンブトラック部会(岡田安正部会長)総会を、北海

道札幌市で開催した。議事では、令和5年度事業報告(案)、6年度事業計画(案)等について審議・承認。役員について審議し、栗村建設(岩手県)の栗村安弘代表取締役を新副部会長に選任した。

6年度事業計画を承認

第54回「鉄骨・橋梁部会」(高地高昭部会長)総会が、9月4日に全日本トラック協会で開催された。議事として、①令和5年度事業報告(案)、②6年度事業計画(案)について審議し、原案通り承認した。

都道府県下協 持続可能な物流の確保に向けた共同宣言を県など

埼玉県トラック協会(瀨山豪部会長)は、9月3日、埼玉県物流事業者、消費者団体などとともに「埼玉の持続可能な物流の確保に向けた共同宣言」を発表した。

広島県トラック協会 「飲酒運転根絶へ」474事業所を初認定

広島県トラック協会(小丸成洋部会長)は、9月11日、広島県警察本部において「飲酒運転根絶宣言事業所」登録証等交付式を開催した。

宮城県トラック協会 県と協会、宅配大手3社と協定締結

宮城県トラック協会(庄子清一会長)は、9月18日、宮城県庁において、「持続可能なトラック輸送及び再配達ゼロ」の推進に関する協定の締結式に出席し、佐川急便(株) 日本郵便(株)、ヤマト運輸(株)と協定締結した。

食店の運営時間を変更 T.S (トラックステーション)情報

浜松T.Sは、9月24日(水)から、食店の営業時間を次の通り変更した。
▼平日・8時～22時 土曜・日曜・祝日・8時～22時(14時～17時休止)

当面の間全館を一時閉鎖 三次トラックステーション

三次T.Sでは、諸般の事情により、9月2日(月)から当面の間、全館を一時閉鎖している。運行情報センターへの電話連絡、FAX送信も当面不能となる。なお、駐車場およびトイレの利用は可能。

トラックドライバーのための 安全運転教室



車に思いやりをもって譲ることも、立派な事故防止策といえるね

●運転中は危険予測を怠らない

Bさん「本当だね」
Aさん「あと、危険予測を1回で終わらせてはいけないなと思ったよ。刻一刻と変わっていく場面では、常に先の危険、さらにその先の危険を予測しながら運転することが大切だと思ってる」
Bさん「確かにAさんの言うとおり。1つの危険予測をする、それで安心してしまおうけど、危険はそれだけではなく、実はもう次の危険が迫っているということもあるからね。常にどんな危険があって、どう対処するかを考えると運転することが大切だね」
Aさん「家の近所の事故だけど、学べることは学んで安全運転に活かしていきたいね」

(第132回) 譲ること、危険予測を忘れずに

今年も「秋の全国交通安全運動」が、9月21日～30日にかけて実施されました。全日本トラック協会では、期間中の最重点推進項目として、「飲酒運転の根絶」、「追突事故及び交差点における事故の防止」を掲げています。また重点項目として、「子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止」、「携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底」、「高速道路における事故の防止」、「トラクタ等の安全運転」、「健康起因事故の防止」、「過労運転等の防止」、「IWEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚」を呼びかけています。掲げられた項目を遵守して、期間後も無事故を実現しましょう。

●Aさんの自宅近所で発生した交差点事故

Aさん「今年も「秋の全国交通安全運動」が行われた。今年も飲酒運転の根絶、追突や交差点事故防止に業界を挙げて取り組んだね」
Bさん「目を通したけれど、僕たちドライバーが守らなきゃいけないことばかりだね。ここまで細かく言わなきゃいけないのは、安全・安心なトラック運送業界の道半ばということだね。それはそうと、先日、Aさんの自宅の近所の交差点で事故があったんだけど?」
Aさん「そうなんだ。家にいる時に大きな音がしたんで外に出てみたら、どうも交通事故が起こったみたいで、ケガ人がいるなら助けなきゃと思って事故の交差点の方に行ったんだ」
Bさん「どうだったんだい?」
Aさん「幸い、ケガ人はいなかったけれど、1台は家の塀に乗り上げて停止。もう1台は、対向車線に止まっていた。大きく凹んだドアが痛々しかったよ」
Bさん「どんな事故だったんだろう?」
Aさん「状況から考えると、県道を走行していた車と路地から出てきた車の出会い頭事故だと思う。県道の方には横断歩道がある。その横断歩道のすぐ先に路地があるけど、そっちは一時停止の標識はないんだ」
Bさん「だとすると、横断歩道周辺に人がいないから、そのまま進行した車と安易に県道に進入してきた車……。聞いただけでゾッとするよ。ただ、この事故は僕らにも気をつけなければいけないことがいっぱいあるね」

●他車に譲る運転を忘れずに

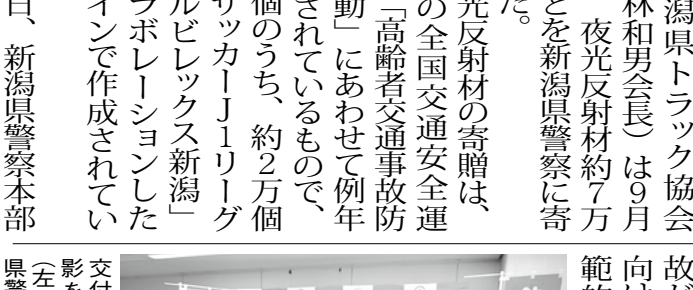
Aさん「そうだね。まず、県道を走っていた車は、路地があることを認識していたかどうかは分からないけど、路地があることが分かっていると、そこから車が出てくることを予測できれば、横断歩道周辺に歩行者がいなくても、スピードを落としたりして待つこともできるよ。また路地を走行してきた車も、県道の手前できちんと安全確認していたら、事故にはならなかったと思うんだ」
Bさん「そうだね。交差点でお互いが気づいて、気持ちよく譲りあっていたら、その後も気持ちよく運転できていたろうに。僕は普段、路地から出てきた車には譲ることを心がけているけど、改めて徹底しなくちゃ」
Aさん「そうだね。秋の交通安全運動の最重点推進項目に交差点での事故防止が取り上げられていたけど、他



第54回鉄骨・橋梁部会総会(9月4日、全ト協)



共同宣言発表後、関係団体で記念撮影(9月3日、埼玉県知事公館)



同日、新潟県警察本部



同日、新潟県警察本部



同日、新潟県警察本部

あなたは解ける!! (9月5日号) 答え合わせ

A	B	C	D	E	F
カ	リ	メ	ン	キ	ヨ

運輸(株)の大手宅配事業者3社および宮城県と協定を締結した。この協定は、「物流の2024年問題」を契機として連携事業者、荷主、消費者の物流を取り巻く環境への関心と行動変容を呼び起こし、社会インフラである物流機能維持に繋げることを目的としたもの。県と都道府県トラック協会、県と都道府県トラック協会、県と都道府県トラック協会による協定締結は、全国で初めてのケース。今後、トラック輸送の維持および再配達の削減に向けた普及啓発活動や業務改善事例の情報交換などを進めていくこととしている。

「ニューズ・タイムナル」(トラック協会「ニューズ」)

令和6年度 全国研修会を開催

女性部会



令和6年度女性部会全国研修会(9月13日、東京プラザホテル)

全日本トラック協会「女性部会」(原玲子部会長)は9月13日、東京都新宿区の東京プラザホテルで令和6年度「全国研修会」を開催した。原部会長は開会に先立ち、「全国32の女性組織と連携を取りながら、今後も部会活動を推進していく。これだけの女性部会員が一堂に会する機会はない。どうぞ今日はプロの枠を越えて懇親を深め、仲間を増やしていただきたい」とあいさつ。続いて、女性部会の担当副会長である楠木寿嗣全副会長、出島康佑青年部会長が登壇し、全国から参集した女性部会員に対して熱いエールを送った。



第72回百貨店部会総会(9月20日、京都市)

研修会では、「2024年問題解決に向けたトラックGMNの活動状況」をテーマに、国土交通省中国運輸局自動車交通部の田中幸久貨物課長が講演を行った。なお、研修会終了後には交流会を開催。女性部会員たちが積極的に情報交換を行いながら、ヒューマンネットワークの構築に努めた。

第72回百貨店部会総会 全日本トラック協会は9月20日、第72回「百貨店部会」(寺田良朗部会長)総会を、京都府京都市で開催した。議事では、令和5年度事業報告(案)、部会規則の一部改定(案)、ワー

「事業用貨物自動車の交通事故の発生状況」公表 令和5年度データを反映 全日本トラック協会は9月19日、令和5年の最新データを反映した「事業用貨物自動車の交通事故の発生状況」(写真)を全ト協ホームページ

(HP)で公開した。同冊子は、同年の全国交通事故統計データから、事業用貨物自動車の交通事故の発生状況を統計的に分析したもので、A4サイズ・全100ページ。全ト協HPからダウンロード可能(二次元コード)。

計・分析したもので、A4サイズ・全100ページ。全ト協HPからダウンロード可能(二次元コード)。全ト協では会員事業者に対して、同資料を活用し、事業用トラックが関係する交通事故を1件でも少なくし、「トラック事業における総合安全プラ

全職種平均賃金は前年度より微減に トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態 全日本トラック協会は2023年度版「トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」を取りまとめ公表した。これは、トラック運送事業に携わる従業員の賃金や労働時間、福利厚生等の実態について調査した結果を取りまとめたもの

健康増進への取り組み強化に向けて 全日本トラック協会は「トラック運送事業者のための健康増進マニュアル(令和6年8月改訂)」を作成した。

国土交通省は8月30日、通達「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」を発出した。

「ニューズ・タイムナル」(官公庁「ニューズ」)の活用を軸に、ドライバーの健康管理について、トラック運送事業者が健康な状態で業務に専念できるように取り組むことが重要である。同マニュアルは、全ト協ホームページ(二次元コード)よりダウンロード可能。

協ホームページ(二次元コード)よりダウンロード可能。同マニュアルは、全ト協ホームページ(二次元コード)よりダウンロード可能。

10月も全国的に気温が高くなる傾向に 気象庁は9月24日、10月から12月にかけての3か月予報を発表した。9月20日までの天候経過では、全国的に暖かい傾向にある。

厚労省 若年正社員の定着対策 厚労省は9月25日、令和5年度「若年者雇用実態調査」の結果を公表した。調査は、厚労省が事業所における若年労働者(満15歳~34歳の労働者)の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識などを把握するために実施している。調査は、厚労省が事業所における若年労働者(満15歳~34歳の労働者)の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識などを把握するために実施している。

国土交通省からのお願い

ガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査及び標準的運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査への協力依頼

貨物自動車運送事業者の皆様へ

トラックドライバーの賃上げ原資確保のための適正な運賃収受や物流効率化を進める改正物流法が令和6年4月に成立し、同年5月15日に公布されました。また、令和6年4月に告示したトラックの標準的運賃について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を令和6年3月に告示したところです。

＜アンケート1-2＞ ガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査(ドライバー実態等アンケート調査 1問) ○アンケート回答方法 下記URLにアクセスし、Excelファイルをダウンロードして保存してください。保存したExcelファイルに回答をご記入いただいたうえで、Webサイトに記載されたメールアドレス(followup@nxs-socket.co.jp)に作成したExcelファイルを添付してご送信ください。 URL: https://driverjitai.org

＜アンケート2＞ 標準的運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査(26問) ○アンケート回答方法 1. 返信用封筒にて回答 2. Web上にて回答 URL: https://questant.jp/q/unchin

※本調査は統計的に処理します。得られた調査結果を運輸局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「ガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査」および「標準的運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査」に関するありのままの実態を、ご回答ください。

＜アンケート1-1＞ ガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査(38問) ○アンケート回答方法 1. 返信用封筒にて回答 2. Web上にて回答 URL: https://questant.jp/q/gaido

上記アンケートの回答期限は、10月30日です。

Webアンケートの操作方法等(システム関連)でご不明点がある場合は委託事業者、アンケートの質問内容でご不明点がある場合は国土交通省までお問い合わせください。 ＜ガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査に関するお問い合わせ先＞ 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課(藤原、野本) 電話:03-5253-8111(内線41823) ＜標準的運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査に関するお問い合わせ先＞ 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課(平田、増田) 電話:03-5253-8111(内線41333) 委託事業者お問い合わせ先 社名:株式会社N X総研研究所 メール: followup@nxs-socket.co.jp 担当者: 室賀 利一(大変恐縮ですが、メールにて確実な返信をいたしますので、メールのみでの対応とさせていただきます)

「違反原因行為の実態調査」へのご協力について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

国土交通省では、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等の新たなルール適用にあわせて、長時間の荷待ちなど、皆様が法令遵守できなくなるおそれのある行為(違反原因行為)を行っている疑いのある荷主・元請事業者(荷主等)に対し、貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを行うなど、適正な取引の推進のための様々な取り組みを実施してきました。

送信先: 社会システム株式会社 電話: 050-3172-9606 ※集計の都合上、Webでのご回答にご協力いただけますと幸いです。 回答期限 ① Webによる回答期限: 令和6年10月25日(金) ② 郵送・FAXによる回答期限: 令和6年10月18日(金)

昨年度実施した「違反原因行為の実態調査」では、全国のトラック運送事業者の皆様から、多くの違反原因行為の情報をいただきました。調査から1年が経過し、荷主・元請事業者による改善が進んでいる一方で、まだ改善がみられない事実もあると思われることから、今年度もアンケート調査を実施することとなりました。

※本アンケート調査は、トラックGMNが荷主等へ働きかけ等を行うための違反原因行為の情報収集を目的としています。ここで得られた情報を基にトラック運送事業者等に監査を行うことはありませんので、ご安心ください。また、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供したり、公表を行ったりすることは決してありません。

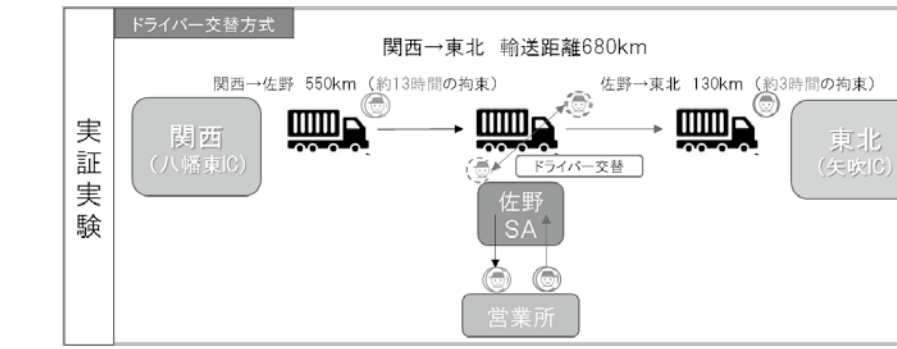
回答方法(下記①②いずれかの方法でご回答ください) ① Webフォームからの回答 下記URLからPC、スマホ等にて回答フォームへアクセスの上ご回答ください。 https://www.formqoker.jp/q/autor/ja/ihan/n/ ※yusou@crp.co.jpに空メールを送信してURLを取得することもできます。 ② FAXによる回答 同封の調査票にご記入の上、下記までFAXでご送信ください。

※本アンケート調査とは別に、「トラックGMN」が皆様にお電話などで調査させていただくこともございます。その際には、本アンケートと同様に、御社の取引環境の実態をありのままに調査させていただきますと幸いです。

【調査主体】 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当: 溝江、渋谷、藤沢 東京都千代田区霞が関2-1-3 【お問い合わせ先(調査会社)】 社会システム株式会社 担当: 森、東野、金子 東京都渋谷区恵比寿1-20-22 電話:03-5791-1149(月~金10~17時) 問合せメールアドレス yusou@crp.co.jp

図 実験イメージ

関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実証実験を行います。



高速道路で初となるドライバー交替の実証実験を実施 東北道佐野SAで 東日本高速道路(NEXCO東日本)は9月20日、長距離輸送におけるドライバー交替の実証実験を高速道路で初めて実施すると発表しました。

同実験は、物流の2024年問題の課題解決に寄与するもので、1つの輸送工程を複数のドライバーで分担し貨物を輸送する中継輸送のうち、「ドライバー交替方式」での効果と課題を検証するもの。9月28日(土)から10月4日(金)にかけて、東北自動車道佐野SAサービスエリア(NEXCO東日本)で、来年3月頃までに運用上のルールを整理・策定し、その後の運用実施を目指すこととしている。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

厚労省 若年正社員の定着対策 厚労省は9月25日、令和5年度「若年者雇用実態調査」の結果を公表した。調査は、厚労省が事業所における若年労働者(満15歳~34歳の労働者)の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識などを把握するために実施している。調査は、厚労省が事業所における若年労働者(満15歳~34歳の労働者)の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識などを把握するために実施している。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

同実験では、関西(京都府)から東北(福島県)までの距離680kmの長距離輸送を対象に実施する。ドライバー交替方式は、ドライバーが、同トラックを東北まで運転する。同実験により、SA・パーキングエリア(PA)での長時間駐車に起因する駐車スペース不足等の課題解決のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される。また、運用時のSA・PA内の安全性や物流事業者の運行計画上の実現性等、課題を合わせて検証する。

「広報とらつく」からのお願い

交通・運転マナーを守って! プロトラックドライバーは一般ドライバーの見本に

急な車線変更、不用意なクラクション、コンビニや公共施設の駐車場等での長時間駐車、大型車進入禁止箇所等でのUターン、駐車場や道路へのゴミのポイ捨て トラックは車体が高いため、一般乗用車より目立ち、上記の行為が交通弱者や沿道の住民の方にとって、より迷惑に感じられます。プロトラックドライバーは、交通法規を守り、マナーを守り、一般ドライバーの見本とならう。最近、交通トラブルによる事故等が社会問題化しています。道路交通法が改正され、令和6年6月末からあり運転が罰則化されるなど、マナーから迷走行為を受けて冷静に対応するとともに、自身もより一層の安全運転に努めましょう。

「二ニューズ・ターミナル」(官公庁二ニューズ等)

車両動態管理システム等の導入に対し補助を実施

9月30日(月)10時~10月11日(金)16時

国土交通省では、令和6年度運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業として、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

Table with columns: システム・種類, 補助率, 1事業者当たりの申請上限. Lists various systems like 車両動態管理システム, 予約受付システム, etc.

国土省・全ト協 令和5年度国土交通省補正予算 「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」受付開始

申請受付期間：令和6年9月24日~11月30日(先着順にて交付決定)
全日本トラック協会は、令和5年度国土交通省補正予算において、「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」が実施されることに伴い、同事業の執行団体として補助申請の募集を行っている...

Table with columns: 種類, 補助対象事業, 申請資格. Lists categories like 1. 車両の効率化設備の導入等事業, 2. 業務効率化事業, etc.

※⑤~⑫のいずれかのシステムとの同時導入(重複申請)が必要

「マイナ免許証」
令和7年3月開始
警察庁は、令和7年3月からのマイナナンバーと運転免許証の一体化に向けて、現在「道路法」の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案等に対する意見を募集している...

「健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査」にご協力ください
国土交通省では、事業用自動車運転者の疾病により運転を継続できなくなった事業の発生件数が近年増加していることを受けて、健康起因事故防止のため、主要疾病の早期発見に有効と考えられるスクリーニング検査をより効果的なものとして普及させる検討を行っています...

「4日車×未遵守件数」として
中小企業庁は9月19日、中小企業者向けに「カテゴリー型補助金」(カテゴリー型補助金)に関する説明会を開催した...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「ダブル連結トラック」
国土交通省は9月17日、ダブル連結トラックの対象路線について、従来の540キロメートルから63キロメートルに拡大する...

「物流情報標準化ガイドライン」
国土交通省は10月11日まで、「物流情報標準化ガイドライン」の改定に係る意見を募集している...

「職業能力検定に新たな人材開発の活用を呼びかけ」
厚生労働省では、このほど、厚労省認定職業能力検定について、新たに「団体等検定制度」を創設し、厚労省認定職業能力検定に活用するよう呼びかけている...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

「1つ星新規」申請受付期間を延長
国土交通省は、令和6年度国土交通省補正予算において、トラック輸送省エネ化推進事業の4次公募を9月30日から受け...

Support menu section with 4 boxes: ハンズオン支援事業(総合), ハンズオン支援事業(IT), ハンズオン支援事業(特定), ハンズオン支援事業(その他)

表 追加期間中に申請した事業者の認証スケジュール(予定)
Table with columns: 追加期間, 審査結果通知書の発行, 登録書の発行, 認定事業者の日本海運協会ホームページでの公表, 登録書の有効期間

賃上げに取り組む中小企業等に対して 賃上げ税制を強化!

令和6年度税制改正

全雇用者の給与等支給増加額の最大45%が控除可能に

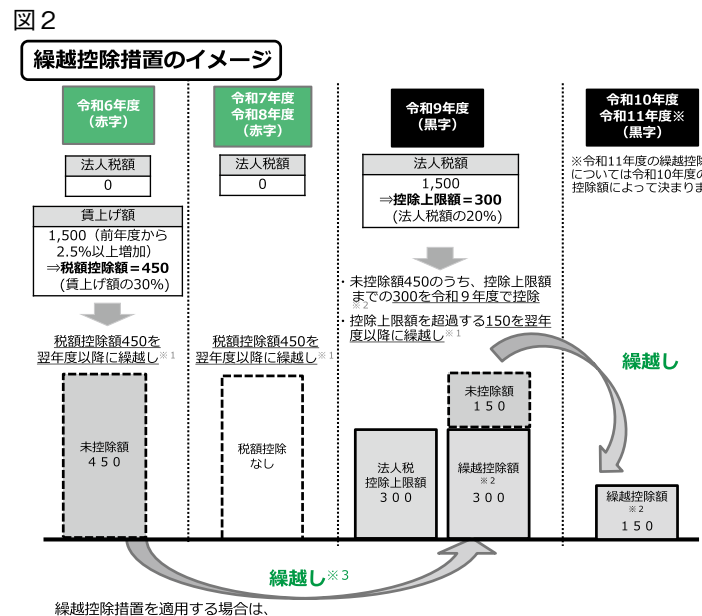
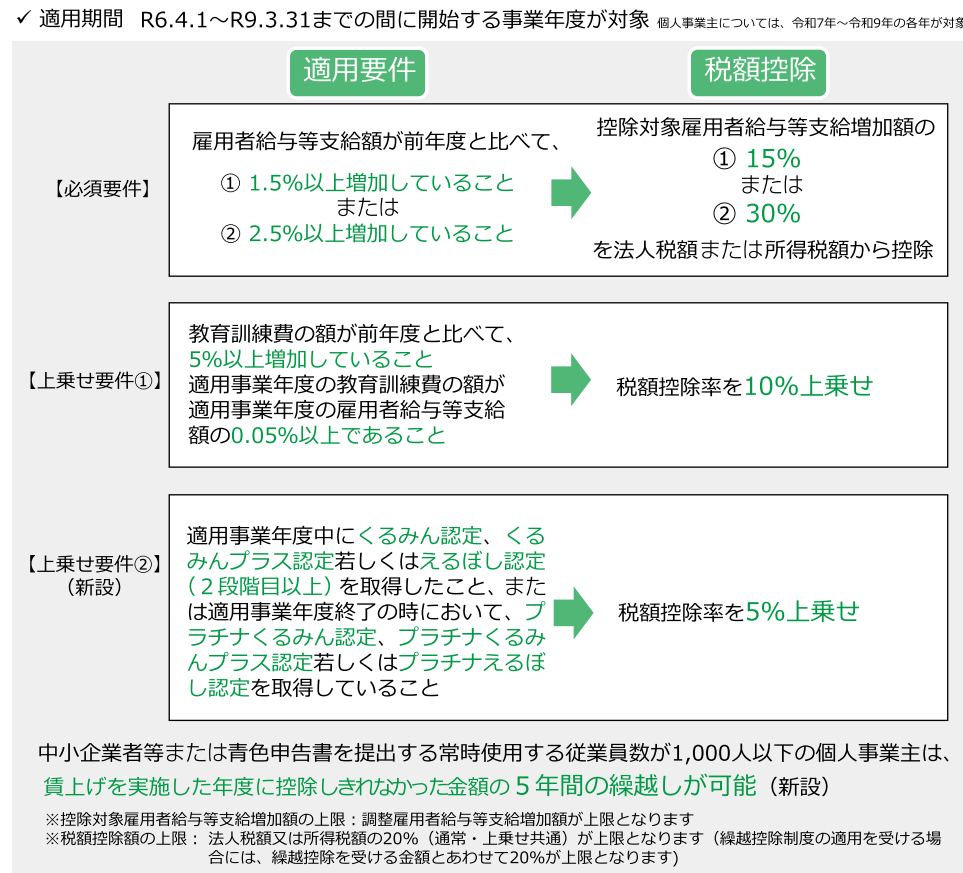


図1 中小企業向け「賃上げ促進税制」の概要



中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。令和6年度税制改正に伴い、「賃上げ促進税制」が強化され、全雇用者の給与等支給増加額の最大45%を税額控除できるようになりました。

また、中小企業では「賃上げ促進税制」を利用する際の要件として、適用事業年度中に「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることが必要です。令和6年度税制改正により、この要件が緩和され、「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることがなくなったことにより、より多くの中小企業が「賃上げ促進税制」を利用できるようになりました。

「賃上げ促進税制」の概要は、青色申告書を提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。令和6年度税制改正に伴い、「賃上げ促進税制」が強化され、全雇用者の給与等支給増加額の最大45%を税額控除できるようになりました。

繰越控除措置を適用する場合は、①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越控除超過額の明細書及び②繰越控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して、提出する必要があります。法人の場合、繰越控除超過額の明細書と繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書の書類が異なります。個人の場合は様式が公開され、ダウンロード可能です。①の明細書が提出されていない場合、未控除額は繰越控除額を適用できませんので、ご留意ください。

① 未控除額を翌年度以降に繰越する場合は、未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越控除超過額の明細書の添付が必要となります。

② 繰越控除を受けようとする事業年度においては、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額の1.5%以上増加していることが必要です。青色申告書を提出する必要がある場合があります。中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主は該当しない場合でも適用可能です。

3 詳細について

賃上げ促進税制HP・サポートセンターを開設

中小企業者等が「賃上げ促進税制」を利用するための情報提供や相談支援を行うため、令和6年度税制改正に伴い、賃上げ促進税制HP（二次元コード）を開設し、同HP（二次元コード）もダウンロード可能。また、中小企業者等に特化した情報提供や相談支援を行うため、令和6年度税制改正に伴い、賃上げ促進税制HP（二次元コード）を開設し、同HP（二次元コード）もダウンロード可能。

2 申請方法について

法人税の申告の際に 必要書類を添付して申請を

同税制の利用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はない。同税制の適用を受ける際には、法人税の申告の際に、確定申告書等に「賃上げ促進税制」の適用に関する事項を記載し、必要書類を添付して申請を行う。また、教育訓練費要件の金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申請する必要がある。また、教育訓練費要件の金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申請する必要がある。また、教育訓練費要件の金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申請する必要がある。

「適用事業年度中に、ラス認定もしくはふるみん認定を取得すること、または適用事業年度終了の時、ふるみん認定、ふるみんプラス認定、ふるみん認定を取得していること、または適用事業年度中に認定を取得していること」を満たした場合、税額控除率が5%以上とされる。また、中小企業者等が「賃上げ促進税制」を利用する際の要件として、適用事業年度中に「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることが必要です。令和6年度税制改正により、この要件が緩和され、「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることがなくなったことにより、より多くの中小企業が「賃上げ促進税制」を利用できるようになりました。

税額控除の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額の20%。教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。ふるみん認定、ふるみんプラス認定及びふるみん認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、ふるみん認定、ふるみんプラス認定及びふるみん認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたふるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。[資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上]若しくは[従業員数2,000人以上]のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人以上の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

「賃上げ促進税制」を利用する際の要件として、適用事業年度中に「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることが必要です。令和6年度税制改正により、この要件が緩和され、「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることがなくなったことにより、より多くの中小企業が「賃上げ促進税制」を利用できるようになりました。

「賃上げ促進税制」を利用する際の要件として、適用事業年度中に「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることが必要です。令和6年度税制改正により、この要件が緩和され、「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることがなくなったことにより、より多くの中小企業が「賃上げ促進税制」を利用できるようになりました。

発注側が受注側からの価格交渉に応じるのはもちろんのこと、発注側から自ら積極的に声がけし、協議を行うことも重要です。

価格交渉の状況：交渉が行われた59.4%。価格転嫁の状況：一部でも価格転嫁ができた67.2%。

図3 必須要件（賃上げ要件）

給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

上乗せ要件① 教育訓練費※2
前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3
ふるみん認定、ふるみんプラス認定、ふるみん認定を取得していること ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

「賃上げ促進税制」を利用する際の要件として、適用事業年度中に「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることが必要です。令和6年度税制改正により、この要件が緩和され、「ふるみん認定」または「ふるみんプラス認定」を取得していることがなくなったことにより、より多くの中小企業が「賃上げ促進税制」を利用できるようになりました。

3月と9月は 価格交渉 促進月間

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

下請 かけこみ 寺 0120-418-618
平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

価格交渉講習会開催 参加無料
申込とその他取引適正化に関する情報はこちら ▶
開催内容 価格交渉・下請法に関する講習会の実施 (対面・オンラインでの開催)

経済産業省 中小企業庁 パートナーシップ 構築宣言

中小企業庁 取引課 TEL: 03-3501-1669

誰もが安心して健康に働ける職場づくりを目指して

厚労省

令和6年度「全国労働衛生週間」

本週間：10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

◇準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行きましょう
- ・過重労働による健康障害防止対策
 - ・職場におけるメンタルヘルス対策
 - ・職場における転倒・腰痛災害の予防対策
 - ・化学物質による健康障害防止対策
 - ・石綿による健康障害防止対策
 - ・職場の受動喫煙防止対策
 - ・治療と仕事の両立支援対策
 - ・職場の熱中症予防対策の推進
 - ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
 - ・小規模事業場における産業保健活動の充実
 - ・女性の健康課題への取り組み

◇全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症による事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

全国労働衛生週間の本週間と準備期間に実施する事項は、別掲の通りである。

各事業場では、労働衛生水準のより一層の向上および労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、事業者および労働者が連携・協力しながら、実施事項に取り組む必要がある。

特に、準備期間中には、次の重点事項について、日常の労働衛生管理活動の総点検を実施することが求められる。

【重点事項】（抜粋）

- ①過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ・時間外・休日労働の削減
- ・年次有給休暇の取得促進および勤務時間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善に
- ・事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・労働安全衛生法に基づき労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施

1 全国労働衛生週間に実施する事項

重点事項の実施を通じて 日常の労働衛生活動の総点検を

よる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施



厚生労働省は、10月1日から7日まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します（写真）。

同週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康確保の取組を推進してまいります。

保することなどを目的に実施しているもので、毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、様々な取り組みを展開します。

同週間に機に、労働者の健康確保に向けた取り組みを推進してまいります。



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方の実現を



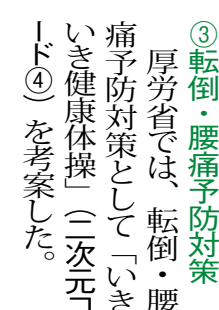
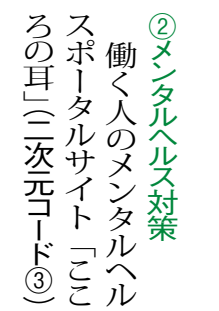
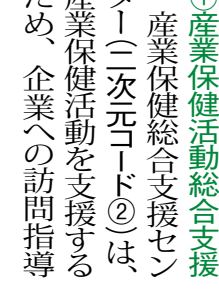
働き方・休み方を上手に活用しよう。

労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方の実現を



働き方・休み方を上手に活用しよう。

労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方の実現を



厚労省では、労働者の健康管理や職場環境の改善の実現に向けた、さまざまな情報の提供や支援を実施している（原則無料）。

①産業保健活動総合支援センター（産業保健総合支援センター）は、産業保健活動を支援するの耳（二次元コード①）。

②メンタルヘルス対策（働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」）は、二次元コード②を参考とした。

③転倒・腰痛予防対策（厚労省では、転倒・腰痛予防対策として「いきいき健康体操」）は、二次元コード③を参考とした。

④働き方改革（厚労省「働き方・休み方改善ポータルサイト」）は、二次元コード④を参考とした。

2 取り組み実施に向けて

産業保健活動総合支援などを活用して 「健康職場」の実現へ

厚労省では、労働者の健康管理や職場環境の改善の実現に向けた、さまざまな情報の提供や支援を実施している（原則無料）。

①産業保健活動総合支援センター（産業保健総合支援センター）は、産業保健活動を支援するの耳（二次元コード①）。

②メンタルヘルス対策（働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」）は、二次元コード②を参考とした。

③転倒・腰痛予防対策（厚労省では、転倒・腰痛予防対策として「いきいき健康体操」）は、二次元コード③を参考とした。

④働き方改革（厚労省「働き方・休み方改善ポータルサイト」）は、二次元コード④を参考とした。

異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底

- ・小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- ②「労働者の心の健康の保持推進のための指針」等に基づきメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ・事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- ・衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善
- ・4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する事項
- ③転倒・腰痛災害の予防に関する事項

・労働者が産業界や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

- ・ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善等の取り組み
- ・職場環境等の評価と改善を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取り組みの実施
- ・「自殺予防週間」（9月10日～16日）等を踏まえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取り組みの実施
- ・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する取組の充実
- ・労働安全衛生法に基づき労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施

・事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

- ・身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ・高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善および体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- ・労働安全衛生法に基づき労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- ・若年期からの身体機能の維持向上のための取り組みの実施

・ストレッタを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施

- ・職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
- ・リスクアセスメントおよびリスク低減対策の実施、作業標準の策定および腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施、陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- ・重点事項の詳細は、同週間実施要綱（二次元コード①）を参照。

厚労省「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、二次元コード④を参考とした。

厚労省「いきいき健康体操」は、二次元コード③を参考とした。

厚労省「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、二次元コード④を参考とした。

安全運行のオアシス トラックステーション

全国23か所のトラックステーション（TS）は、トラックドライバーの安全運行を支える、長距離運行に欠かせない休憩施設です。

名称	所在地	電話番号	駐車台数
1 札幌	北海道札幌市厚別区厚別東5条1-1-2	011-897-9101	39
2 苫小牧	北海道苫小牧市ウトナイ北11-11-33	0144-55-7491	63
3 仙台	宮城県仙台市宮城野区若竹4-1-15	022-232-9336	39
4 白河の関	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏計15-1	0248-21-7167	45
5 茨城	茨城県小美玉市西郷地字新田1390	0299-48-3455	30
6 矢板	栃木県矢板市乙畑440-2	0287-48-1919	46
7 大宮	埼玉県さいたま市西区三橋6-699-1	048-623-6815	41
8 東神	神奈川県大和市上草柳588	046-261-1100	97
9 新潟	新潟県新潟市西区山田196-1	025-233-6961	52
10 全沢	石川県金沢市千木町ル21-1	076-257-2755	56
11 浜松	静岡県浜松市中央区流通元町2-3	053-421-5311	116
12 名古屋	愛知県名古屋市港区藤前3-601	052-303-2188	97
13 亀山	三重県亀山市小野町桜口586-4	0595-82-3935	82
14 彦根	滋賀県彦根市鳥居本町字むき満2337-1	0749-26-0156	45
15 大阪	大阪府寝屋川市木屋元町20-1	072-832-2362	80
16 奈良・針	奈良県奈良市針町487-1	0743-82-0622	60
17 岡山	岡山県岡山市中区倉富285-19	086-277-4055	37
18 尾道	広島県尾道市高須町字オケ久保21193-3	0848-46-1882	37
19 三次	広島県三次市西酒屋町船所1468	0824-63-0025	30
20 北九州	福岡県北九州市小倉北区東港1-3	093-581-5031	70
21 鳥栖	佐賀県鳥栖市永吉町617-1	0942-83-7035	48
22 諫早	長崎県諫早市貝津町1051-12	0957-26-8228	45
23 大分	大分県大分市大字上戸次字土宇土06405-2	097-597-6233	43

各施設の運営時間・概要・周辺地図は、JTA 全日本トラック協会 のHPに掲載

※駐車台数は大型車とトレーラーの台数の合計。なお、諫早TSは5台の中型車を含む。

秋から冬にかけて大型車の車輪脱落事故が多発!

トルク・レンチを使用してホイール脱着後の「ホイール・ナットの増し締め」徹底を!

近年、ホイール・ボルトの折損等による大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあります。車輪脱落事故の発生は冬期(11月〜3月)に集中しており、冬用タイヤ交換後1か月以内に多く発生する傾向にあります。

タイヤ交換作業等により、ホイールを脱着した後は、ホイール・ナットの増し締めを確実に行う必要があります。ここでは、増し締め

1 車輪脱落事故の発生原因

タイヤ交換時の「作業不備」と交換後の「保守管理不備」が主な要因に

車輪脱落事故の主な発生原因は、「タイヤ交換時の作業不備」と「タイヤ交換後の保守管理の不備」の2つの要因であると考えられています。

① 規定の締めトルクで増し締めが行われていない
② 日常点検・定期点検時の作業不備
③ 初期なじみによる締め不足
④ 増し締めの実施時期(距離)が遅い

2 増し締めはいつ行う?

締め付け後50〜100km走行を目安に増し締め実施の徹底を

ホイール脱着後は、走り早い時期に「ホイール・ナットの増し締め」を行います。

① 初期なじみによる締め不足
② 日常点検・定期点検時の作業不備
③ 初期なじみによる締め不足
④ 増し締めの実施時期(距離)が遅い

3 なぜ増し締めは必要?

初期なじみにより締め付け力が低下放置すると車輪脱落の原因に

規定の締めトルクで締め付けても、走行すると締め付け力が低下します。

4 増し締めの方法は?

トルク・レンチなどを使用して規定の締めトルクで締め付けを!

初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面、微細な凹凸や塗料などがいわゆる「なじみ」によって、締め付け力が低下していく現象です。

初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締め付けトルクで締め付けても、走行に伴って、徐々に締め付け力が低下します。初期なじみをそのままにしておくと、締め付け力が図2のように低下し続け、場合によっては、ホイール

全ト協 令和6年度「安全装置等導入促進助成事業」を活用してトルク・レンチの導入を!

全日本トラック協会では、各都道府県トラック協会を通じて、令和6年度「安全装置等導入促進助成事業」を実施しています。詳細については、所属のトラック協会にお問い合わせください。

◆助成対象装置
車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所において、[600N・m]以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)を導入した場合に限り、助成対象となる。

◆助成額
1事業所1台、取得価格の2分の1(上限3万円)

◆問い合わせ先
・申し込み、申請期間等の詳細について:
所属する各都道府県トラック協会
・事業の内容について:
(公社)全日本トラック協会
交通・環境部 電話 03-3354-1045

初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面、微細な凹凸や塗料などがいわゆる「なじみ」によって、締め付け力が低下していく現象です。

初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締め付けトルクで締め付けても、走行に伴って、徐々に締め付け力が低下します。初期なじみをそのままにしておくと、締め付け力が図2のように低下し続け、場合によっては、ホイール

図3 増し締めの方法は?

一つのナットで締め付ける方式の場合

●ホイールナットを、締め方向にトルクレンチなどを使用して規定の締めトルクで締め付けます。

※新・150方式ホイールでは、左車輪も右車輪も同じ方向を必ず確認してください。万一緩めたままだった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定の締めトルクで締め付けます。

インナー、アウターのナットで締め付ける方式の場合

●最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチなどを使用して規定の締めトルクで締め付けます。

●次に、緩めたアウターナットをトルクレンチなどを使用して規定の締めトルクで締め付けます。

●最後に、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

図1 なぜ増し締めは必要?

●規定の締めトルクで締め付けても、走行すると初期なじみによって、締め付け力が低下します。そこで、締め付け後50〜100km走行を目安に、規定の締めトルクでホイールナットを再度締め付けます。

●初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面、微細な凹凸や塗料などがいわゆる「なじみ」によって、締め付け力が低下していく現象です。

図2 増し締めの効果とは?

●初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締めトルクで締め付けても、走行に伴って、徐々に締め付け力が低下します。

●初期なじみを、そのままにしておくと、締め付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。

●50〜100km走行を目安に「一度」規定の締めトルクで再締め付けると、なじみによる締め付け力の低下幅は小さくなり、締め付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。

トルク・レンチなどを使用して規定の締めトルクで締め付けを!

増し締めの方法は図3の通りで、二つのナットで締め付ける方式と「インナー、アウターのナットで締め付ける方式」で方法を異なります。車両を正常に増し締めを行うためには、必ずホイールを取り外して点検・整備を実施してください。ディスプレイやホイールなど異なる増し締めを行う可能性があります。

なお、増し締めを行う際、ナットがたがびたり緩むなどの異常がある場合は、必ずホイールを取り外して点検・整備を実施してください。ディスプレイやホイールなど異なる増し締めを行う可能性があります。

トラック運送事業者のための

経営のヒント

ある80歳代の経営者は、長年の経験から「経営を左右するのは外的要因が80%」と話す。数ある経験のうち、最近の円安や国際情勢の変化との関連で分かりやすい事例がある。

物流ジャーナリスト 森田 富士夫

第341回 外的条件の変化にいかに対応するか

この事業者は、港の近くの倉庫の一部を保税蔵置場にして、ある製造業の荷主が輸入する原材料を保管するためのものだ。その間、同社が横浜港まで原材料を引き取りに行っていたが、「国際情勢」や「為替変動」などから、荷主が原材料を保税蔵置場の稼働スペースも減少し、輸入する国を変え、工場に近い国際港に直接陸揚げされるようになった。従来は長距離輸送で運賃収入も大きかったが、それがなくなると、荷主は保税蔵置場に入庫するコストが下がると、入庫料を削減する可能性がある。これはこの事業者が直接体験してきた。この間に取引先もかなり変わった。そのように、自社の経営努力だけではいかんともしがたい経験をしてきた。この間に取引先もかなり変わった。そのように、自社の経営努力だけではいかんともしがたい経験をしてきた。この間に取引先もかなり変わった。そのように、自社の経営努力だけではいかんともしがたい経験をしてきた。

異常気象による冠水・渋滞やフェリーの欠航

【解説】いわゆる改善基準告示不平成元年2月9日、労働告示第7号「自動車運送者の労働時間等改善のための基準」は令和4年12月23日、大幅に改正され、今年4月から適用されています。

台風10号による大雨では、道路の冠水や通行止め、渋滞などトラックドライバーの運行に様々なトラブルが発生しましたが、新しい改善基準では、こうしたトラブルに要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」として、拘束時間などから除くことができることとなりました。具体的には、どのような内容なのでしょうか。解説をお願いします。

Q 異常気象による冠水・渋滞やフェリーの欠航

A 異常気象による冠水・渋滞やフェリーの欠航は、労働時間等改善のための基準に「予期し得ない事象への対応時間」として、拘束時間などから除くことができることとなりました。具体的には、どのような内容なのでしょうか。解説をお願いします。

労務 Q&A

第290回 新改善基準の「予期し得ない事象への対応時間」とは

これによりトラックドライバーの労働時間は、原則①1年、1か月の拘束時間…3300時間以内、284時間以内、②1日の拘束時間…13時間以内(上限15時間)、③1日の休息時間…連続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない、④運転時間…2日平均1日…9時間以内、⑤連続運転時間…4時間以内となりました。

あわせて新たな仕組みが設けられ、「予期し得ない事象」ということで、例えばトラックドライバーが災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇して運行が遅延した場合においては、その対応に要した時間のうち、一定の要件を満たした時間について「予期し得ない事象への対応時間」として1日の拘束時間、運転時間(2日平均)連続運転時間から除くことができるようになりました。そして、この場合は勤務終了後、通常通りの休息期間(連続11時間以上)を基本に、9時間を下回らない)を与えなければなりません。

「予期し得ない事象」の具体的な内容は、①運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと、②運転中に予期せず乗船したことが、③運転中に欠航したこと、④運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと、または道路が渋滞したこと、⑤異常気象(警

報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと」とされています。したがって、質問にある、台風による大雨で生じた渋滞などのトラブルも当然対象に含まれることになります。ただし、これらの事象に要した対応時間として認められるには、運転日報上の記録と、それらを裏付ける客観的な記録による確認が必要とされます。つまり、運転日報上の記録にある対応を行った場所、「予期し得ない事象」に係る具体的な事由、その事象への対応を開始し、終了した時刻や所要時間数に加え、次のような「予期し得ない事象」の発生を特定できる客観的な記録を用意しなければなりません。

①修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
②フェリー運航会社等のホームページ(H.P.)に掲載されたフェリー欠航情報の写し
③公益財団法人日本道路交際情報センター等のH.P.に掲載された道路交際情報の写し(渋滞の日時・原因を特定できるもの)
④気象庁のH.P.に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

これらにより、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できるわけで、運転日報上の記録のみでは「客観的な記録により確認できる時間」とは認められません。

～全ト協助成制度活用事例特集～

③安全装置等導入促進助成事業 (トルク・レンチ)



同社では毎月最初にドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行い、車輪脱落に繋がるホイール・ナットの緩みを未然に防いでいる

同社では毎月最初にドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行い、車輪脱落に繋がるホイール・ナットの緩みを未然に防いでいる。同社では毎月最初にドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行い、車輪脱落に繋がるホイール・ナットの緩みを未然に防いでいる。



同社には社内に認証整備工場があり、タイヤ交換作業は整備士が実施している



ドライバーは増し締め作業実施後に、管理者に報告。「増し締め管理表」に実施した旨を記載する



週1回の会議などを通じ、ドライバーに対して増し締めの重要性を説明し、徹底を図っている

同社では毎月最初にドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行い、車輪脱落に繋がるホイール・ナットの緩みを未然に防いでいる。

会社概要	
川西陸送(株)	
本社	長野県上田市上塩尻225-5
代表者	代表取締役社長 甲田 俊幸
資本金	3,000万円
従業員数	52人(うちドライバー44人)
車両数	75台

全日本トラック協会は令和6年「トルク・レンチを導度も、トラック運送事業者の健全な入し、タイヤ交換後な発展に資する各種助成制度を実施し、どのホイール・ナットを助成制度を活用した会員事業者による増し締め作業の徹底による事例等を紹介しています。今年度は「安全装置等導入促進助成(株)甲田俊幸代表取締役社長の取成事業」(二次元コード)を活用し、取り組みを紹介しています。



甲田 俊幸 代表取締役社長



富澤 孝夫 営業課長

川西陸送(株)は、セメントや電柱、機械、鉄骨などを輸送している運送会社である。全日本トラック協会は令和5年度から、「安全装置等導入促進助成事業」の対象機器として新たに大型車用(600N・m以上の締め付け能力を有する)トルク・レンチを追加(8面参照)。会員事業者に対し、同助成事業を活用してトルク・レンチを導入するよう強く呼びかけている。甲田社長が、同助成事業の対象機器にトルク・レンチを追加されたのを知ったきっかけは、長野県トラック協会(小池会長)の協会報に掲載された助成事業の紹介からだった。甲田社長は、週1回開催している同社の営業会議、運行管理会議、安全衛生会議の中で、会議に出席している従業員に対して、「近年大型車による車輪脱落事故が大きく報道され、社会問題化している中で、当社としてどのように対応すべきか」と問題提起を行った。ある従業員から「トルク・レンチによる増し締めを定期的に行う」との提案が上ってきたことを受け、同社では令和3年6月から、毎月1回ドライバーがトルク・レンチを用いて増し締めを行うようにしている。

同社では、社内に認証整備工場があり、整備士が在籍している。同社の場合、日常点検はドライバーが行うが、3か月点検などでは整備士が行っている。また、タイヤ交換作業についても整備士が実施している。さらに、タイヤ交換は基本的に年1回(11月・12月)実施しており、春になっても履き替えずにそのまま冬用タイヤを使用し、夏・秋と過ごし、次の冬が到来する前に新しい冬用タイヤに交換している。同社では、トルク・レンチによる増し締めの徹底にあたり、増し締め作業はドライバーが行うことと定めた。同社では1人1車制を採用しており、乗務する車両の増し締め作業をドライバー自らが行うことで、自分が乗務する車両に対する責任感をもたせざるを得ないという。

同社では、トルク・レンチによる増し締めを毎月行うようにしている。同社が同助成事業を活用して追加した機械式トルク・レンチは、規定トルクに達すると「カチッ」と音がする。「カチッ」と音がした後、力を緩めずにいると、そのままナットに力が加わってしまう。ドライバーはトルク・レンチの音を聞き、ねじ山や座面に塑性(そせい)変形が起これば、結果的にホイール・ナットの緩み

に繋がらねない。そのため、適切なトルクで締め付けを行う必要がある。同社では毎月の増し締め実施にあたり、ドライバーは整備士から正しいトルク・レンチの使い方について指導を受けた上で、適正トルク値での締め付けを行うようにしている。なお、同社では保有する全車両について、毎月ドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行うかどうかを一目で確認できるような「増し締め管理表」を作成、増し締め管理表を管理している。同社では、週1回の会議などを通じて、ドライバーに対して増し締めの重要性を説明し、徹底を図っている。

「ホイール・ナットにマキングすることや、ホイールナットマーカーを装着することで、ドライバーが過度に頼りすぎて、車輪脱落に繋がりがちな緩みの点検がおろそかになってしまっているのではないか」と考えました。年間を通じて月に1度トルク・レンチによる増し締めを行うことが、緩みを確実に防いでいく上で、より有効ではないかと考え、増し締めの徹底を続けています。(富澤孝夫 営業課長)

秋から冬にかけて増加する車輪脱落事故。適切にトルク・レンチを使用し、増し締めを徹底

川西陸送(株)は、セメントや電柱、機械、鉄骨などを輸送している運送会社である。全日本トラック協会は令和5年度から、「安全装置等導入促進助成事業」の対象機器として新たに大型車用(600N・m以上の締め付け能力を有する)トルク・レンチを追加(8面参照)。会員事業者に対し、同助成事業を活用してトルク・レンチを導入するよう強く呼びかけている。甲田社長が、同助成事業の対象機器にトルク・レンチを追加されたのを知ったきっかけは、長野県トラック協会(小池会長)の協会報に掲載された助成事業の紹介からだった。甲田社長は、週1回開催している同社の営業会議、運行管理会議、安全衛生会議の中で、会議に出席している従業員に対して、「近年大型車による車輪脱落事故が大きく報道され、社会問題化している中で、当社としてどのように対応すべきか」と問題提起を行った。ある従業員から「トルク・レンチによる増し締めを定期的に行う」との提案が上ってきたことを受け、同社では令和3年6月から、毎月1回ドライバーがトルク・レンチを用いて増し締めを行うようにしている。

同社では、トルク・レンチによる増し締めを毎月行うようにしている。同社が同助成事業を活用して追加した機械式トルク・レンチは、規定トルクに達すると「カチッ」と音がする。「カチッ」と音がした後、力を緩めずにいると、そのままナットに力が加わってしまう。ドライバーはトルク・レンチの音を聞き、ねじ山や座面に塑性(そせい)変形が起これば、結果的にホイール・ナットの緩み

に繋がらねない。そのため、適切なトルクで締め付けを行う必要がある。同社では毎月の増し締め実施にあたり、ドライバーは整備士から正しいトルク・レンチの使い方について指導を受けた上で、適正トルク値での締め付けを行うようにしている。なお、同社では保有する全車両について、毎月ドライバーがトルク・レンチによる増し締めを行うかどうかを一目で確認できるような「増し締め管理表」を作成、増し締め管理表を管理している。同社では、週1回の会議などを通じて、ドライバーに対して増し締めの重要性を説明し、徹底を図っている。

「ホイール・ナットにマキングすることや、ホイールナットマーカーを装着することで、ドライバーが過度に頼りすぎて、車輪脱落に繋がりがちな緩みの点検がおろそかになってしまっているのではないか」と考えました。年間を通じて月に1度トルク・レンチによる増し締めを行うことが、緩みを確実に防いでいく上で、より有効ではないかと考え、増し締めの徹底を続けています。(富澤孝夫 営業課長)

「絶対に車輪脱落事故を起こさない」 毎月1回の増し締め徹底でナットの緩みを防ぐ 「管理表」を作成して増し締め忘れを防止

同助成事業を活用し、同社では2台のトルク・レンチを追加導入した(写真④・⑤)

日常点検では目視や点検ハンマにより、ホイール・ナットの緩みの有無を確認する

か、ディスクホイールやホイール・ボルトおよびナットから錆が出ていないかなどについてドライバーが目視で点検を行った上で、点検ハンマを用いてホイール・ナットが緩んでいないかどうか点検する。

先述の通り、3か月点検については自社の整備士が行っている。同社では、ドライバーが整備士に対し、日常点検や日々の乗務の際の車両の状況について運行の都度、報告を行っており、不具合があれば3か月点検を待たずに、自社内に対応することも可能となっている。

製紙パレットの不正流用は違法です。

製紙以外を載せて出荷するのはダメ!

パレットの流用・転売はダメ!

不正を見つけたらご連絡ください。 info@spallet.co.jp

製紙パレット機構とは

- 唯一のパレット回収受託会社
- 全国無料回収
- 地球環境保全に貢献

製紙パレット回収の流れ

製品出荷 → メーカー工場 → 倉庫 → 紙需要家 → 空パレット発生 → 指定回収車 → 空パレット回収 → メーカー指定返送拠点 → 空パレット配送 → メーカー工場

製紙パレットの不正流用は違法です。

具体的事例: A社(製紙メーカー) → B社(取引先) → C社(違法回収業者) → D社(パレット転売先)

法的責任: C社及びD社の行為は、盗品譲受け等罪(刑法256条)に該当する可能性があります。

法的責任: B社がパレットを違法回収業者であるC社に横流しする行為や自社で利用する行為は、業務上横流し罪(刑法253条)に該当する可能性があります。

法的責任: 上記に加え、B社、C社、D社はA社より不法行為(民法709条)に基づく損害賠償請求を受ける可能性があります。

武田社長に訊く! 在籍ドライバー 27 人のうち 6 人が女性! 応募者が絶えない求人秘訣は「多彩な広告戦略」



武田 弘子 代表取締役社長

当社では、23歳から65歳までのドライバーが活躍中で、定年は65歳に設定しており、75歳まで延長再雇用を行っています。免許に関する応募要件は設けておらず、普通免許のみを保有した未経験者からの応募・採用も多いため、香川県トラック協会(楠木寿嗣会長)の大型免許等取得助成事業も活用した補助制度を設け、入社後に取得してもらっています。

近年のドライバー不足を受けて力を入れているのが、3年ほど前から開始した、多様な媒体への求人広告出稿です。新聞・求人誌はもちろん、ラジオCMや、JRの車内広告、映像やデジタルサイネージの広告などを通じて、広く求人募集を行っています (column! に詳細)。

四国倉庫株式会社

[代表取締役社長 武田 弘子]

本社所在地	香川県三豊市詫間町詫間 6829-9
資本金	1,500万円
設立	平成10年8月26日
従業員数	60人(ドライバー27人、うち女性6人)
車両数	50台

初めて女性ドライバーを採用したのは約15年前で、統続10年以上の女性ドライバーも在籍しており、今ではドライバーの2割以上が女性です。出産・育児・介護に関する休暇や、子どもの学校行事等に出席するための休暇の取得を奨励しており、また、通院や育児のための変則シフトや時短勤務も導入するなど、男女問わず、あらゆるドライバーが、仕事とプライベートを両立できるような働き方を実現するため、配車担当者と連携して、臨機応変な勤務体制を構築しています。

column! ドライバーを志望する女性からの応募が急増! その理由とは

現在四国倉庫には、女性ドライバーが6人在籍しており、うち3人がトレーラー、もう3人が大型車に乗務。20代の若手から50代のベテランまで、幅広い世代の女性ドライバーが活躍している。担当する運行は、ドライバーの要望や家庭の事情に合わせて決定しており、基本的には、家庭のあるドライバーには、毎日家に帰ることができる四国圏内の運行を、単身者のドライバーには長距離の運行を、それぞれ担当してもらっているという。

高橋さんは約3年前に、愛媛県から香川県三豊市に転居。同社の配車担当者・水兼さんの紹介で、昨年4月に入社した。3人の息子たちはまだ手のかかる年ごろであり、自宅では義理の母、会社では武田社長や配車担当者からのバックアップを受けながら、入社から現在に至るまで、「8時~17時」のシフトで勤務している。

「私自身が、子育てや、父母の世話をしながら仕事をしてきたという経験から、全従業員に『休暇の希望は必ず申し出て、休みを取得してください』と伝えています。自身や家族の行事予定が分かった時点で希望日を申請してもらい、その日に必ず休みが取れるよう、社内で運行シフトの調整を行います。また、高橋さんのお子さんはまだ小さいので、急な発熱や病気もあります。朝急に子どもが熱を出して、運行に出られないという連絡があれば、他のドライバーがすぐヘルプに入れるような体制を整えています」(武田社長)

「社長が女性で、子育てを経験している方であったことは、小さな子どもが3人いる私が入社するにあたって、非常に心強かったです。子育ての大変さも分かっていただき、子どもの急な発熱を受けてのお休みの取得も伝えやすく、本当に助かっています。会社と家族のバックアップがあることで、子どもが小さい中でも働き続けられています」(高橋さん)



次男から「カッコいい!」と絶賛される高橋さんのウイングトレーラー

求人広告戦略×高橋さんの存在がもたらした「約1年で女性ドライバー4人の新規採用」

近年のドライバー不足を受け、当社では約3年前から多様な媒体への求人広告出稿に注力。新聞・求人誌以外にも、地元FM局で「当社は健康経営に力を入れているトラック運送事業者である」という内容のラジオCMを放送したり、通学のために電車を利用する高校生を対象に、「就職先として運送会社も選択肢に入れてほしい」という意図でJR車内に広告を掲出したりと、より幅広い層に向けて、求人にとどまらない、運送事業者の



イメージを刷新するような広告戦略を展開している。

さらに昨年秋からは、三豊市内の道路で表示されるデジタルサイネージ広告も開始した。当初は同社のホームページに掲載していたというが、女性ドライバーが活躍中であることもアピールしようと、高橋さんを紹介する内容の広告を掲出すると、その反響は大きく、男女ともにドライバー職への応募者が増加。それまでは高橋さんを含め2人しか在籍していなかった女性ドライバーは、1年足らずで4人も増加し6人となるなど、絶大な効果を生んだ。

また高橋さんは、「デジタルサイネージの広告塔」としてだけでなく、「走る広告塔」としても遺憾なくその存在感を発揮。高橋さんが乗務する車両のトレーラーヘッドには、社名と、かわいらしい桜の花びらの柄があらわれており、道行く人の目を引いている(写真上)。

武田社長に、女性ドライバーのよいところについて尋ねると、①「明るい声で元気にあいさつをすること」、②「スピードを出したり、無茶な運転をしたりせず、安全運転だということ」、③「圧倒的に燃費がいいこと」——という回答が返ってきた。同社では6年ほど前から、月に1回、全ドライバーに燃費データを男女で比較すると、女性ドライバーのほうが圧倒的に数値がいいことが分かったという。このように、同社の女性ドライバーが誇る、円滑なコミュニケーション能力や、高い意識とスキルが、会社を支えているといえる。

最後に、会社と家族のバックアップを得て活躍を続ける高橋さんには、トラックドライバーという仕事の魅力について、また、女性ドライバーが有するすぐれた力を存分に発揮してもらうために、日々環境の整備を続ける武田社長には、高橋さんに今後期待することについて尋ねた。

「トラックドライバーという仕事は、人と人との協力や助け合いで成り立っていることを、日々痛感しています。出産や育児、転居を経ても、ずっとこの仕事を続けているのは、せつかく免許を取得しているから、ということももちろんですが、自分のペースで進められるこの仕事が好きだからです。運転している間はひとりきりで、『トラックに乗っている時間こそが自分の時間』だと感じています」(高橋さん)

「高橋さんは、仕事と家庭を両立しながら、今の仕事に加え、資格取得など、新しい挑戦もしていきたいと言ってくださっており、本当に頼もしい存在です。これからも会社の力になってくれることを期待しています」(武田社長)

女性の輝く現場から

トラガールのお仕事。

第41回「トレーラードライバー(紙製品輸送)」高橋 春陽さん(四国倉庫株・香川県)

トラック運送業界で様々な仕事に携わる女性をとりあげるこのコーナー。第41回は、「トレーラードライバー(紙製品輸送)」のお仕事です。四国倉庫株(香川県)の高橋春陽さんが登場します。

トラガールファイル

会社+家庭の万全なバックアップ体制により 子育てとトレーラードライバーを両立し活躍中!

- ・愛媛県出身。21歳で大型、22歳でフォークリフト、23歳でけん引の免許を取得。地元愛媛で4トン車やトレーラーのドライバーとして活躍していたが、香川県への転居を機に四国倉庫株に就職。
- ・3人の男の子の母親で、夫もトレーラードライバー。「次男はトラックが大好きで、私の乗っているトラックを見てからというもの、ずっと『かーか(お母さん)のトラックカッコいい!』と言ってくれています(笑)」(高橋さん)。
- ・安全運転のために大事にしている動作やポイントは、目視の徹底。「歩行者・自転車の優先と、徹底した目視確認が安全運転に繋がると思い、常に心がけています」(同)。

- ◆担当業務: ウイングトレーラーによる紙製品輸送
- ◆勤続年数: 1年5か月
- ◆取得資格: 大型自動車免許、けん引免許、フォークリフト運転技能講習修了

高橋 春陽さん



高橋さんのある1日の仕事の流れ

高橋さんは日々、どのような「トラガールのお仕事」に携わっているのでしょうか。お仕事に1日密着させていただきました。

8:00

8:00 出社。洗車(写真①)、車両点検(写真②)、アルコールチェック等の業務前点呼(写真③)を行った後、社内打ち合わせに参加する。

8:30

8:30 会社を出発。

9:15

9:15 香川県観音寺市にある荷主の工場に到着(写真④)。パレット積み紙製品のフォークリフトで積み込む。

10:00

10:00 積み込み完了後、香川県三豊市にある自社倉庫へ出発。

11:00

11:00 三豊市内の自社倉庫に到着。フォークリフトを操作し、倉庫内へパレットを降ろす(写真⑤)。荷降ろし完了後、自社の長距離ドライバーが担当する翌日発の別便に積み込む荷物について、伝票を元に倉庫内からピックアップし、当該トラックに積み込む(写真⑥)。

12:00

12:00 自社倉庫内の休憩施設で昼食を摂る。「自分で作ったお弁当を食べます。子どもたちは給食があるので、自分のためだけのお弁当です。必ず入れるおかずは玉子焼きです」(高橋さん)。

13:00

13:00 三豊市の自社倉庫から、観音寺市の工場に向けて出発。

14:00

14:00 観音寺市内の工場着。午前の便と同様に、パレット積み紙製品をフォークリフトで積み込む(写真⑦)。

14:45

14:45 積み込み完了後、三豊市の自社倉庫へ向け出発。

16:00

16:00 三豊市内の自社倉庫に到着(写真⑧)。フォークリフトを操作し、倉庫内へパレットを降ろす(写真⑨)。

16:30

16:30 荷降ろし完了後(写真⑩)、会社へ向け出発。

17:00

17:00 帰社(写真⑪)。業務後点呼でアルコールチェック(写真⑫)や運行状況の報告を行い、日報を提出し、業務終了(写真⑬)。

高橋さんはこんな人!

私が社のトレーラードライバーだった頃、愛媛県の運送会社のトレーラードライバーとして、同じ現場を担当していたのが高橋さんでした。「愛媛から三豊に転居するので、水兼さんの会社で働くことはできませんか?」と連絡があり、武田社長に紹介しました。高橋さんは、持ち前の明るさとコミュニケーション能力の高さで、荷主様からの評判もよく、仕事も丁寧です。今後は社内ドライバーたちを引っ張っていくような存在になってほしいと思っています。(配車担当・水兼孝さん、写真右)



ほんのヒトコマ



またまた新アプリ!

法令クイズ

- 1 × (教則第5章第1節 安全な発進) 自動車の運転席から見える範囲には、その自動車自体の構造により差があるもの、車や歩行者などが見えなくなる範囲がある。特に大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意する。
2 ○ (教則第5章第4節 安全な速度と車間距離1-3) 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走行する。
3 ○ (教則第6章第3節 夜間1-1) 夜間は視界が悪くなるため、歩行者や自転車などの発見が遅れる。また、速度感が鈍り、速度超過により差があるもの、車や歩行者などが見えなくなる範囲がある。特に大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意する。
4 ○ (教則第6章第4節 悪天候など1-1) 雨の日は視界が悪くなるうえ、窓ガラスが曇ったり、路面が滑りやすくなるなど悪条件が重なり、危険度が高くなる。
5 × (法第52条、施行令第19条) 夜間以外の時間で灯火をつけなければならないのは、一般道路では視界が50メートル以下、高速自動車国道及び自動車専用道路では視界が200メートル以下の場合である。



令和6年度「トラックの日」ポスターデザインコンテスト
全日本トラック協会は、このほど、令和6年度「トラックの日」ポスターデザインコンテストの募集要項を発表した。
作品を募集する期間は、4月1日から5月31日にかけて、全協ホームページおよび「広報とらつく」の募集ページにて、公募募集期間4ヶ月間の募集。応募総数4,255点の中から、8月29日に開催された第81回広報委員会において、グランプリ1点を決定した。

「明日の仕事を支える」をテーマにしたポスターデザインコンテストの募集要項を発表した。
作品を募集する期間は、4月1日から5月31日にかけて、全協ホームページおよび「広報とらつく」の募集ページにて、公募募集期間4ヶ月間の募集。応募総数4,255点の中から、8月29日に開催された第81回広報委員会において、グランプリ1点を決定した。

「明日の仕事を支える」をテーマにしたポスターデザインコンテストの募集要項を発表した。
作品を募集する期間は、4月1日から5月31日にかけて、全協ホームページおよび「広報とらつく」の募集ページにて、公募募集期間4ヶ月間の募集。応募総数4,255点の中から、8月29日に開催された第81回広報委員会において、グランプリ1点を決定した。

令和6年度「トラックの日(10月9日)」各都道府県トラック協会の主な活動

全国のトラック協会では、10月9日の「トラックの日」を中心に、地域色豊かなイベントやキャンペーン等の実施を通じて、緑ナンバートラックの役割と重要性をPRします。詳細については、各都道府県トラック協会までお問い合わせください。(※9月26日現在)

Table with 3 columns: 都道府県名 (Prefecture Name), 実施日 (Implementation Date), イベント・キャンペーン等 (Events/Campaigns). Lists activities for various prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

Table with 3 columns: 都道府県名 (Prefecture Name), 実施日 (Implementation Date), イベント・キャンペーン等 (Events/Campaigns). Lists activities for various prefectures like Chubu, Kansai, Kyushu, etc.

国土交通省創設 働きやすい職場 認証取得が外国人材受け入れのための条件です
働きやすい職場認証
安心を見せる!人が集まる!
「認証を取得しているから」が自社を選んだ理由の社員がいます!
2024年度一つ星新規 申請期間拡大
2期 10月31日まで
審査結果通知書の発行 2025年2月下旬以降
さあ今すぐ申請の準備を! 優秀な人材を呼びこもう
3期 11月1日~11月30日 4期 12月1日~12月31日
申請・制度の詳細

P.EYE
相棒は、大切に作るもんだ。
純正ブランドメーカーとの直接取引 / 愛車に優しい低燃費フィルター
最高の製品をベストプライスで!!
技術で夢を"カタチ"にする会社
ピーコックエレメント製造株式会社
〒140-0004 東京都品川区南品川4-15-4
TEL) 03-3458-0891
Mail) info@pgf-japan.com
HP) https://www.pgf-japan.com/

第56回 全国トラックドライバー・コンテスト出場選手一覧

全日本トラック協会では、10月26日(土)～28日(月)の3日間、第56回「全国トラックドライバー・コンテスト」を開催する。...

Table with 3 columns: 都道府県名, 氏名, 所属事業所名. Lists participants from Hokkaido, Aomori, Iwate, etc.

Table with 3 columns: 都道府県名, 氏名, 所属事業所名. Lists participants from Aomori, Iwate, Ibaraki, etc.

Table with 3 columns: 都道府県名, 氏名, 所属事業所名. Lists participants from Aomori, Iwate, Ibaraki, etc.

Table with 3 columns: 都道府県名, 氏名, 所属事業所名. Lists participants from Aomori, Iwate, Ibaraki, etc.

こちら広報室 四季折々のトラスター。都心の駅前、高層ビル建設の間に、モダンな古いビルは...

全ト協 ドラコン参加者向け動画を公開中! 競技の審査ポイントを解説. Includes QR code and video description.

空調服. 株式会社空調服. Advertisement for a cooling vest product.

緑十字展. Advertisement for a Green Cross Exhibition with dates and location.

Short News Terminal. Advertisement for a news terminal featuring a paper pallet recycling machine.